

5－7 大阪港油流出事故対策マニュアル

大阪港油流出事故対策マニュアル

大 阪 港 湾 局

令和 2 年 10 月 1 日

現場代理人は、油流出事故を未然に防止し、流出の際にはすみやかに対応できるよう、当局で作成した本マニュアルを十分理解したうえで工事施工を行うものとする。

1. 給油および移送について

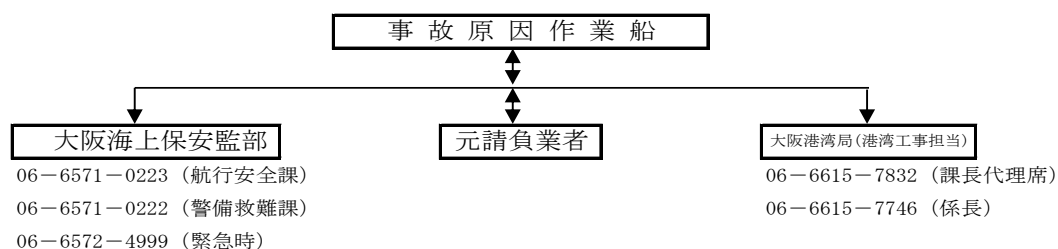
- 1) 作業船の給油および移送作業については、原則として基地港で行うものとする。
- 2) やむなく作業区域で給油・移送作業を行う場合は、必ず昼間作業とし本工事作業中を除き気象・海象に留意し作業が危険であると認められるときおよび下記作業基準により現場代理人・作業船船長が判断する。

項 目	作業の中止基準
平均風速	1 0 m/sec以上
有義波高	1 . 0 m以上
視 程	1 . 0 マイル以下

- 3) 給油作業に際しては、あらかじめ作業船及び給油船の両船長は作業方法・安全対策等について十分な打合せを行うものとする。
- 4) 給油・移送するタンクの残量を計測し、給油・移送量を把握し流量計で確認する。
- 5) 給油・移送先と元には人員を配置して、ガラスゲージ等でタンク容量の確認を行いながら作業を行うものとする。
- 6) 給油・移送作業における、バルブの開閉確認は必ず目視で行うものとする。
- 7) 給油・移送作業終了後には、船長または機関長等配管設備に詳しい責任者は、再確認を行うものとする。
- 8) 給油・移送作業手順書を機関部等に掲示する。
- 9) 作業船のエア抜きには、オーバーフロータンクを取り付け、スカッパには木栓を打ち込む。
- 10) 受注者は、社内安全衛生協議会による安全パトロールの際に、バケツ、ヒシャク、吸着マット、油処理剤及びオイルフェンス等（装備が可能な作業船の場合のみ）回収用具の点検に務める。
- 11) 受注者は、本マニュアル等をもとに船長をはじめとする全乗組員を対象とした、資機材の適切な取り扱い等の研修に務める。

2. 油流出事故発生時の連絡体制

油流出事故発見者は、ただちに下記連絡体制により連絡・報告を行う。



- 1) 事故発見第一報は簡潔明瞭に行う。（「いつ、どこで、なにが、どうして、どうなった」）
- 2) 以降は、現場代理人または監理技術者が、港内工事作業許可申請書添付の「緊急時の連絡体制」により遅滞なく連絡を行う。
- 3) 連絡体制表を船内の見やすい場所に掲示しておく。
- 4) 被害の状況及び回収状況を随時報告するとともに、状況に応じて指示を仰ぐ。

3. 流出事故発生時の初期活動

油流出時は、作業を一時中止し総力をあげて下記の防除作業を実施する。

- 1) 油流出原因をすみやかに突き止め、油流出を止める。
- 2) 火気及び引火の恐れのある機器の使用を禁止する。（携帯電話の使用にあたっては、周囲の状況に留意し、油流出区域の風上とする。）
- 3) 前期2の「連絡体制」に基づき事故発生内容をすみやかに連絡する。
- 4) オイルフェンス等により拡散の防止に努める。
- 5) 吸着マット・バケツ・ヒシャク等により回収作業を行う。
- 6) 被害状況によっては、近隣の作業船及び所属する工事連絡協議会・調整会議等に応援を依頼する。
- 7) 大阪海上保安監部の指示があるまで、処理剤の使用は禁止する。
- 8) 吸着マットの補充を受注者の本社（支社）に要請する。

4. その他

- 1) 本マニュアルを大阪港湾局担当職員から受領した元請負業者（現場責任者）は、工事に従事する船舶の船長等にただちに配布するとともに、十分指導・教育を行う。
- 2) 本マニュアルを受領した元請負業者（現場責任者）及び工事に従事する船舶の船長等は、給油・移送作業開始前に内容を再確認したのちに行うこととし、常にわかりやすい場所に備え付けておくこと。
- 3) 本マニュアルに疑義がある場合は、大阪港湾局担当職員の指示によることとする。